川崎市告示第592号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５１条第１項の規定により指定医療機関の辞退による廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の辞退による廃止を行いましたので、同法第５５条の３第３号の規定に基づき告示します。

令和８年１０月２７日

川崎市長　　福　田　紀　彦

令和８年度　医科（ 診療所 ）　の部　　廃止（辞退）

指定番号	廃止（辞退） 年　月　日	名　　称 開　設　の　場　所
川－２１７９６	令和8年11月30日	武蔵小杉せのお内科クリニック 中原区市ノ坪２６ コウトビル２階